

環境社会配慮ガイドラインへのコメント

外務省 北村

<総論>

- 基本的考え方として、新ガイドライン（以下、G L）は現行G Lから後退しないことが重要。
- 今回の素案は、例えば3 援手法法についてできる限り共通の手続等の下で整理する等、事務局として、新J I C Aとしての統合効果を発揮するため、O D Aの迅速化の観点と環境社会配慮確保の観点のバランスを考慮しつつ策定したものと理解するが、素案策定に当たっての全体的な考え方を承知したい。また、現行G Lからの変更箇所・変更理由や中間報告との関係についても事務局からより詳しい説明を伺いたい。

<各論>

- 案件の形成段階は、「1. 5 ガイドラインの対象」からは除外されているように読めるが、一方で、案件形成段階の情報公開を規定したり（2. 1（3））、審査諮問機関が案件形成段階に助言を行う（1. 10）など、案件の形成段階も新G Lの対象となっているとの理解でよいか。案件形成段階の扱いをどのような考え方で検討されてきたか、補足説明いただきたい。
- カテゴリAのプロジェクトについて、情報公開を合意文書締結の120日以前に公開する（2. 1（3））ことについて、有償資金協力の規定に統一したものとするが、現行G Lと比較した場合の技術協力プロジェクト及び無償資金協力への影響について説明をいただきたい。